

近畿地方整備局河川巡視支援業務積算基準（案）

III. 堤防等河川管理施設及び河道の点検

1. 適用範囲

この積算基準は、近畿地方整備局が発注する河川巡視支援業務のうち、堤防等河川管理施設及び河道の点検を委託する場合に適用する。

2. 業務委託料

(1) 業務委託費の構成

・ 出水時の巡視と同様とする

(2) 各構成費目の算定

直接原価

イ 直接人件費

直接人件費は通常勤務とし、下記を標準とする。

a. 事前打合せ

1 業務当たり、業務管理者を技師(A)として、1回(0.5人)計上する。

b. 点検業務

[班編成]

点検業務の班編成は、次表を標準とする。

職	種	員	数
技	術	員	3人

ライトバンの運転を兼ねるものとする。

[作業時間の算定]

作業時間の算定は、内業、移動時間、点検の一連の作業時間を積み上げるものとする。

現地までの移動は車両で行うものとし、運転時間は出水時の移動速度を用いる。また、徒歩による点検は、1km/hとする。

内業は、堤防等河川管理施設及び河道の点検による点検箇所の資料整理に係る業務を含むものとし、巡視前 1hr、巡視後 2hr を標準とする。

ロ 直接経費

a. 現場経費

業務に必要な自動車（5人乗りライトバン 1,500cc）の経費を計上するものとする。

b. 旅費交通費

交通費は、業務処理に従事する技術者が、原則として自動車で往復する費用とし、日額の旅費は精算しないものとする。

間接原価

・ 出水時の巡視と同様とする。